

令和 3 年

第 3 回浦幌町議会臨時会会議録

令和 3 年 5 月 1 7 日 開会  
令和 3 年 5 月 1 7 日 閉会

浦 幌 町 議 会

## 令和3年第3回浦幌町議会臨時会（第1号）

令和3年5月17日（月曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時59分

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和3年度浦幌町一般会計補正予算）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算）
- 日程第 8 議案第37号 浦幌町税条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第38号 工事請負契約の締結について  
（浦幌浄水場監視制御システム更新工事）
- 日程第10 議案第39号 財産の取得について  
（除雪トラック）
- 日程第11 議案第40号 財産の取得について  
（汚泥運搬車）
- 日程第12 議案第41号 財産の取得について  
（全身用X線CT装置）
- 日程第13 議案第42号 財産の取得について  
（スクールバス）
- 日程第14 議案第43号 財産の取得について  
（アイスアリーナ整氷車）
- 日程第15 議案第44号 財産の取得について  
（小型動力ポンプ付積載車）
- 日程第16 浦幌町議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任

### ○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一

5番	澤	口	敏	晴	6番	安	藤	忠	司
7番	福	原	仁	子	8番	河	内	富	喜
9番	阿	部		優	10番	森		秀	幸
11番	田	村	寛	邦					

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町	長	水	澤	一	廣
副	町	山	本	輝	男

町部局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
こども子育て支援課長	正保		操
保健福祉課長	廣富	直	樹
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教育長	水野	豊	昭
教育次長	熊谷	晴	裕

農業委員会

会長	小川	博	幸
事務局長	坂下	利	行

監査委員

代表監査委員	神谷	敏	昭
--------	----	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小島	師	紀
----	----	---	---

議 事 係 長      川   上   信   義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第3回浦幌町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第3回浦幌町議会臨時会の運営について、去る5月7日午前、議会運営委員会を開催し、委員全員及び正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及びその運営について協議をいたしましたので、報告いたします。

本臨時会の議事は、諸般の報告、行政報告に続き、町長提出は承認第4号及び第5号の2件、一般議案は議案第37号から第44号までの8件、議会提出は特別委員会の設置及び委員の選任であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日1日といたします。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申し入れております。

なお、本臨時会においても新型コロナウイルスの拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用等の対策を講じて会議を行うことといたしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、高橋匠議員、4番、伊藤光一議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年4月30日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和3年3月31日から令和3年5月16日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。2のその他については、特に報告すべき事項はございません。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年3月31日から令和3年5月16日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2の建設工事入札結果につきましては、保健福祉センター空調設備改修工事ほか11件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、うらほろ森林公園内遊歩道現況調査委託業務ほか3件であります。

その他につきまして、大雨等による被害について報告をいたします。令和3年4月17日から18日にかけて低気圧が接近した影響により大雨洪水警報並びに土砂災害警報情報が発表され、地域防災計画等に従い警戒配備体制を取り、情報収集、被災のおそれのある箇所への対策、被害状況の確認等を実施してまいりました。4月17日朝から降り始めた雨は18日昼頃にピークを迎え、18日午前11時36分には桜町で1時間降水量35.5ミリの強い雨を記録し、総降水量は桜町で118ミリ、留真で104ミリを観測しました。河川の増水等に関する対策は、朝日地区において内水氾濫のおそれが生じたことから、北海道開発局と連携し、排水ポンプを設置し、強制配水を行いました。町道では、土砂の流入により厚内上厚内線、

冠水により十勝太線において通行止めの交通規制を行いました。

現在までに判明している被害は、道路がのり面崩落、土砂流入、側溝埋塞等により27路線36か所、1,850万円、河川が河道埋塞等により17河川18か所、1,780万円、農業用施設では農道の側溝埋塞により1路線1か所、80万円、明渠排水の埋塞、のり面崩落により14か所、2,020万円、林業施設では町有林管理道ののり面崩落、路面浸食、排水溝埋塞等により13路線31か所、385万円、町有林の崩土1か所、30万円、うらほろ森林公園遊歩道、階段の洗掘等150万円、その他公共施設では認定こども園園舎北側駐車場ののり面崩落、浦幌パークゴルフ場側溝のり面崩落、管理用道路土砂流入等、雑種家屋周辺側溝埋塞等6か所、969万円、簡易水道施設では浄水場の取水施設土砂流入3か所、120万円、管理用道路のり面崩落1か所、40万円、合計で7,424万円の被害がありました。町の施設に関わる被災のうち早急な対策が必要となる箇所の災害応急費用につきましては、4月30日付で令和3年度浦幌町一般会計補正予算（第2回）及び令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算（第1回）を専決処分し、そのほかの災害応急費用につきましては令和3年第2回町議会定例会において補正予算を提案予定ですので、よろしく願いいたします。

以上、大雨による被害についての報告といたします。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施について報告いたします。本町では、国からファイザー社製のワクチンが5月1日に町立診療所へ1箱、975回分供給され、さらに5月下旬には同じ1箱が供給されるめどが立ったことから、接種順位の上位者である令和3年度中に65歳以上に達する方のうち社会福祉施設等に入所している方109人と当該施設従事者121人、合わせて230人に対して5月10日から12日の3日間において1回目の接種を実施したところです。また、この接種を実施した入居者等以外の高齢者1,790人につきましては、5月7日に接種券等を郵送し、5月10日午前9時から予約専用コールセンターにてフリーダイヤルの電話予約を開始したところです。予約開始直後から5時間程度お申込み電話が殺到したことによりつながりにくい状況となりましたが、予約初日に713の方が予約することができまして、14日現在で延べ1,380人が予約されたことにより予約率は77%となっています。ワクチン接種の実施につきましては、5月26日から3会場で集団接種を行い、接種会場と時間については町立診療所では水曜日の午後、土曜日の午前と午後及び日曜日の午前、上浦幌公民館では木曜日の午後、保健福祉センターでは金曜日の午後を実施し、期間については1回目接種を5月26日から6月13日まで、2回目接種は6月16日から7月4日までの6週間で実施することにより接種を希望する65歳以上の対象者の2回接種を完了する予定としています。

なお、65歳未満であり、16歳以上の方に対するワクチン接種の実施時期につきましては、国からのワクチン供給状況により確定することとなりますが、早くても7月中旬に開始する準備を進めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施についての報告といたします。

次に、町職員の新型コロナウイルス感染について報告いたします。令和3年5月11日、役場庁舎に勤務する本庁職員1名が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。感染判明までの経過でございますが、5月7日朝、当該職員から所属長にせきと発熱症状があることが報告され、医療機関受診の結果、風邪と診断されました。5月10日朝、当該職員から発熱はないが、せきの症状が続いているとの報告を受け、休暇を取得することとしていたところ、同日午後、当該職員から親族が新型コロナウイルスに感染したことが判明し、自分が濃厚接触者に該当することから、5月11日にPCR検査を実施する旨の連絡があり、同日夕方に陽性が判明したところです。当該職員と町民との接触はなく、また軽症であったため、帯広市内の宿泊療養施設に5月13日より入所しております。陽性が判明した5月11日夜、帯広保健所より職場内における濃厚接触者特定のための情報提供を求められ、それに応じた結果、濃厚接触者に該当はしないが、当該職員と接触の可能性のある職員10名のPCR検査を実施する旨の連絡があり、5月12日に検査を実施、全員陰性の結果報告があったところです。なお、濃厚接触者に該当する職員がいなかったことから、役場庁舎においては通常どおり業務を行っております。また、5月11日に執務室内の消毒を行い、12日早朝、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、全職員に周知を図るとともに、翌13日に町ホームページ、メールマガジン及びラインにより町民の皆様へお知らせしたところです。

今後におきましては、これまで以上に感染防止対策を徹底するとともに、職員の感染予防意識をより一層高めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、町職員の新型コロナウイルス感染についての報告といたします。

次に、北海道の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言について報告をいたします。新型コロナウイルス感染症対策として、北海道にも緊急事態が宣言されました。期間は、令和3年5月16日から令和3年5月31日までになります。緊急事態宣言では札幌市と石狩管内、小樽市及び旭川市の10市町村を特定措置区域とし、それ以外の浦幌町を含む市町村を措置区域に指定されました。措置区域における要請内容は、不要不急の外出や移動を控え、特に20時以降の外出を控えること、加えて日中、週末の外出を控えること、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言措置区域との往来は厳に控えること、飲食の際にはこれまで同様4人以内で少人数、短時間で大声を出さず、会話はマスク着用とし、飲食店に対しては営業時間を5時から20時まで、お酒の提供は11時から19時までとし、要請に応じる飲食店に対しては支援金を支給すること、学校への要請としては学校行事、運動会、体育祭、修学旅行、宿泊学習等を中止、延期、または縮小すること、部活動は学校が必要と判断する場合を除き原則休止すること、公共施設は道立施設は原則休館とし、市町村の公共施設は感染状況や施設の目的を踏まえて順次休館などを検討するように協力を依頼するとされています。浦幌町としては、緊急事態宣言を広い北海道を考慮した措置と受け止めるとともに、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染防止に取り組んでまいります。



公共施設に対する休館措置は、町内の感染状況からして慎重に判断し、検討してまいります。

以上、北海道の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言についての行政報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第4号

○田村議長 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。あわせて、説明資料1ページを御覧願います。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年4月30日、浦幌町長。

記、令和3年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

3ページを御覧願います。令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算（第2回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ65億5,432万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧願います。2、歳入、18款繰入金、2項1目基金繰入金4,412万円を追加し、4億4,338万1,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

7ページを御覧願います。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費160万円を追加し、2億5,241万1,000円、内容につきましては簡易水道特別会計繰出金を追加したものでございます。

11款災害復旧、1項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害応急費1,630万円を追加し、1,648万5,000円、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害応急費1,900万円を追加し、1,920万円、3目林業施設災害応急費565万円を追加し、565万円、3項その他公共施設等災害復旧費、1目その他公共施設等災害応急費157万円を追加し、382万円、これらはいずれも説明資料1ページから2ページに記載のとおり、4月17日から18日にかけての大雨等の影響による災害応急費用を追加したものでございます。

なお、専決処分に係る被災内容につきましては説明資料4ページから5ページに、道路、河川及び農業用施設被災箇所的位置図につきましては説明資料7ページから12ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 今回補正される関係で、災害応急費、土木と農業施設、林業施設ということですが、国の補助でやる公共土木災害と農業施設災害、これ国の補助をもらって、災害査定やってやるものはあるのですか、今後。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 今回の大雨に伴う災害については、交付金の対象とはならないので、要望はしない予定となっております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第7 承認第5号

○田村議長 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書の9ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は3ページを御覧願います。承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年4月30日、浦幌町長。

記、令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算、次のとおり。

11ページを御覧願います。令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の簡易水道特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億7,159万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

12ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに13ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

14ページを御覧願います。2、歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金160万円を追加し、1億8,048万3,000円、内容につきましては一般会計からの繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目施設管理費160万円を追加し、7,203万5,000円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり令和3年4月17日から18日にかけての大雨等の影響による浦幌浄水場ほかにおける取水施設土砂撤去及び厚内浄水場管理用道路のり面崩落に関わる機械借り上げ料を追加したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 8 議案第 37 号

○田村議長 日程第 8、議案第 37 号 浦幌町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書 15 ページを御覧願います。議案第 37 号 浦幌町税条例等の一部改正について。

浦幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 5 月 17 日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の朗読を省略し、改正の趣旨及び改正の内容等につきまして議案説明資料により行わせていただきます。

議案説明資料は、13 ページから 15 ページを御覧願います。1 の改正の趣旨ですが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 107 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 108 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 34 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 35 号）が令和 3 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、浦幌町税条例等の一部を改正するものでございます。

2 の改正の内容につきましては、表に記載のとおりでございますが、条項番号、第 24 条第 2 項及び附則第 5 条第 1 項の規定では個人の町民税の均等割及び所得割の非課税の範囲につきまして、また第 36 条の 3 の 3、第 1 項の規定では公的年金等受給者の扶養親族申告書につきまして非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直す改正を行うものでございます。

第 34 条の 7 第 1 項の寄附金税額控除につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直す改正を行うものでございます。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項、第 36 条の 3 の 3 第 4 項、第 53 条の 9 第 3 項及び第 4 項の規定では、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書並びに退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する措置を講ずるものでございます。

第 53 条の 8 第 1 項の特別徴収税額の規定では、退職所得申告書の定義に係る規定の整備を行うものでございます。

附則第 6 条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定では、セルフメディケーション税制を令和 9 年度まで延長する措置を講ずるものでございます。

附則第12条及び附則第13条の規定では、宅地等及び農地の負担調整措置について令和3年度から令和5年度までの間、据置き年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減税制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

附則第15条の2の軽自動車税の環境性能割の非課税の規定では、臨時的軽減期間を9か月延長し、令和3年12月31日取得分までとする措置を講ずるものでございます。

附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例の規定では、グリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期間を令和5年度課税分まで2年間延長する措置を講ずるものでございます。

附則第26条第2項の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定では、控除期間13年の特例の適用期間を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する措置を講ずるものでございます。

令和2年改正条例第2条のうち第50条第4項、第52条第3項及び附則第4条の改正規定について、法律の改正に合わせ項ずれを反映する内容でございます。

字句等の整備につきましては、第81条の4、附則第10条の2、附則第11条、附則第11条の2、附則第15条、附則第15条の2の2第2項、附則第16条の2第1項、附則第22条第2項、これらにつきましては法の改正に伴いまして引用している条項等の追加、移動及び変更がされたことなどにより字句等の整備をするものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行となります。

第1号、第1条中浦幌町税条例第34条の7第1項各号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに附則第2条第1項の規定につきましては、令和4年1月1日から。

第2号、第1条中浦幌町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに附則第2条第4項の規定につきましては、令和6年1月1日から。

第3号、第1条中浦幌町税条例附則第10条の2第17項の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定につきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。  
これより議案第37号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号

○田村議長 日程第9、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
施設課長。

○早瀬施設課長 議案書22ページを御覧願います。議案第38号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

- 1、工事名、浦幌浄水場監視制御システム更新工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億8,150万円。
- 4、契約の相手方、札幌市西区二十四軒1条2丁目4番38号、美和電気工業株式会社北海道支社取締役支社長、安孫子一広。
- 5、工期、令和5年1月30日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。  
これより議案第38号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号

○田村議長 日程第10、議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
施設課長。

○早瀬施設課長 議案書23ページを御覧願います。議案第39号 財産の取得について。  
次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

- 1、取得する財産、除雪トラック1台。
- 2、概要、10トン級ダンプ型。
- 3、取得価格、5,610万円。
- 4、契約の方法、指名競争入札。

5、契約の相手方、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店常務取締役支店長、尾崎好道。

- 6、納期、令和4年3月18日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。  
(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。  
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。  
これより議案第39号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第40号

○田村議長 日程第11、議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
施設課長。

○早瀬施設課長 議案書24ページを御覧願います。議案第40号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

1、取得する財産、汚泥運搬車1台。

2、概要、3トン級ダンプ型。

3、取得価格、756万8,000円。

4、契約の方法、指名競争入札。

5、契約の相手方、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店常務取締役支店長、尾崎好道。

6、納期、令和4年3月18日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、阿部議員。

○阿部議員 大体この指名競争入札って何社ぐらい、今さらなのですけれども、あったのかちょっと教えていただければなと思います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまのご質問ですが、指名業者につきましては5社選定させていただいております。5社です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第41号

○田村議長 日程第12、議案第41号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 議案書の25ページを御覧願います。議案第41号 財産の取得について。



次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

- 1、取得する財産、浦幌町立診療所全身用エックス線CT装置1台。
- 2、概要、80列マルチスライスCT装置一式でございます。
- 3、取得価格、3,462万8,000円。
- 4、契約の方法、指名競争入札。
- 5、契約の相手方、帯広市東3条南10丁目1、株式会社常光帯広営業所所長、高橋準哉。
- 6、納期、令和3年9月30日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第42号

○田村議長 日程第13、議案第42号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○熊谷教育次長 議案書の26ページを御覧願います。議案第42号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

- 1、取得する財産、スクールバス1台。
- 2、概要、中型バス、38人乗り。
- 3、取得価格、2,255万円。
- 4、契約の方法、指名競争入札。

5、契約の相手方、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店常務取締役支店長、尾崎好道。

6、納期、令和4年1月14日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第43号

○田村議長 日程第14、議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○熊谷教育次長 議案書の27ページを御覧願います。議案第43号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

1、取得する財産、アイスアリーナ整氷車1台。

2、概要、4輪駆動。

3、取得価格、2,656万2,800円。

4、契約の方法、指名競争入札。

5、契約の相手方、浦幌町字住吉町64番地、株式会社松井商会代表取締役、中尾光昭。

6、納期、令和3年12月20日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第44号

○田村議長 日程第15、議案第44号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の28ページを御覧願います。議案第44号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出、浦幌町長。

1、取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

2、概要、4輪駆動、定員5名、浦幌町消防団第4分団に配備するものでございます。

3、取得価格、1,067万円。

4、契約の方法、指名競争入札。

5、契約の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一。

6、納期、令和3年11月30日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 浦幌町議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任

○田村議長 日程第16、浦幌町議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りをいたします。お手元に配付のとおり、浦幌町議会広報編集特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、浦幌町議会広報編集特別委員会を設置することに決定をいたしました。

ただいま設置されました浦幌町議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第9条第4項の規定により、議長において2番、栗山博文議員、3番、高橋匠議員、5番、澤口敏晴議員、6番、安藤忠司議員、9番、阿部優議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

なお、特別委員会は浦幌町議会委員会条例第11条第1項の規定により、議長が招集します。本日本会議閉会后、委員会室において議会広報編集特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。また、本日の特別委員会は同条例第11条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

◎閉会の宣告

○田村議長 これで本日の日程及び本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

令和3年第3回浦幌町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分